

歴代日本政府は「専守防衛論」をとってきたか？

憲法制定前後は、自衛戦争も認められないという立場

1946-6-28 吉田首相

(日本国憲法を審議していた第90回帝国議会)

「自衛戦争は認められるのではないか？」という野坂参三議員の質問に対する返答。「国家正当防衛権による戦争は正当なりとされるようであるが、私はかくの如きことを認めることが有害であると思ふのであります。近年の戦争の多くは国家防衛権の名において行われたることは顕著なる事実であります。」

1949-11-21 吉田茂首相

(衆議院外務委員会における答弁)

「日本は戦争を放棄し、再軍備を放棄したのであるから、武力によらざる自衛権はある、外交その他の手段でもって国を自衛する、守るという権利はむしろあると思います。」 →1951年「日米安保条約」成立



戦車大砲を投げ込んだ溶鉱炉から、電車や消防車が生みだされている

1950年6月朝鮮戦争勃発後、武装組織をつくり、憲法9条の解釈が変質！



朝鮮戦争勃発以降、アメリカは日本に再軍備、軍備増強、憲法9条の改正を求め、1950年に「警察予備隊」、1952年、「保安隊」、1954年に自衛隊を設置。

1955-7-25 鳩山一郎首相(参議院内閣委員会での答弁)

「憲法第9条は、自衛のための最小限度の防衛力の保持は禁止していませんから、自衛のための必要最小限度の目的のためならば自衛隊を持って差し支えない。こうして、憲法9条で禁止された「陸海空軍その他の戦力」ではないので、「自衛隊」は軍隊ではないとした。

1954年6月、参院本会議で「海外出動はこれを行わない」とする決議。自衛権発動のための3要件も決められた。

- (1) わが国に対する急迫不正の侵害があること、
- (2) この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと、
- (3) 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。

自衛隊、PKOに参加へ「PKOは武力行使にあたらぬ」

冷戦終結後の1991年、湾岸戦争が勃発。1992年、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(国際平和協力法:PKO協力法)」が成立。カンボジアに自衛隊が派遣された。

1 停戦合意が成立していること。 2 紛争当事者が我が国の参加に同意していること。 3 中立的立場を厳守すること。 4 上記の基本方針のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、撤収すること。 5 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限のものに限られること。



北朝鮮核危機などでアメリカから圧力。「後方地域での米軍支援は武力行使にあたらぬ

1993年、北朝鮮は核兵器不拡散条約(NPT)からの脱退を表明し、核兵器開発の意思を示す。さらに、1996年には中国が台湾を威嚇(いかく)する事態が起きるなど、日本周辺で危機が高まった。日本周辺で起きる有事に備え、1978年に米ソの対立を想定してつくられた日米ガイドラインが、1997年に「新ガイドライン」として改定され、1999年「周辺事態法」が、2003年には「武力攻撃事態対処関連法」「国民保護法」など有事法制が成立した。

2001年アメリカで同時多発テロが起きると、同年「テロ特措法」が成立し、インド洋などで米軍艦船などに補給活動を開始。2003年、アメリカがイラク攻撃を開始すると「イラク特措法」を成立させ、イラクに自衛隊を派遣。



後方地域での米軍支援は「武力行使との一体化」にはあたらぬ。

- (1) 現に戦闘が行われていない地域
- (2) 活動期間を通じて、戦闘行為が行われることがないと認められる地域

地理的観念ではないが、「中東とかインドネシアとか、ましてや地球の裏側というようなことは考えられない」

2014年7月1日、安倍政権下での集団的自衛権行使容認(閣議決定)

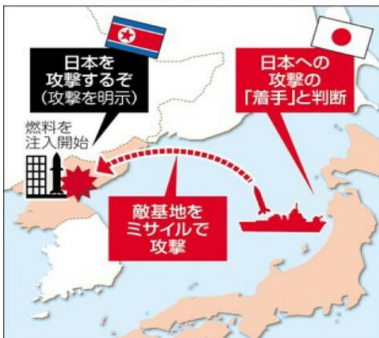
2015年(平成27年)9月19日、平和安全法制(戦争法)成立。今まで否定していた「**集団的自衛権**」を容認。このことにより、海外でアメリカなどの戦争に協力できるようになった。PKO協力が改正され、安全確保業務(巡回・検問・警護)に「駆け付け警護」が追加され、武器使用権限が拡大し、宿営地の共同防護も可能となった。

→ 南スーダンへの自衛隊の派遣を実施。戦闘が行われているにもかかわらず、また日報を隠して、「憲法9条にいう武力行使ではない」(稲田防衛大臣)と問題答弁。



2017年5月3日、安倍首相「憲法9条に自衛隊の存在を認める条項を加える」との考え方を示す。

自民党内で議論されている「敵基地攻撃」のイメージ



2017年7月の閣議決定や戦争法で、外国に行ってアメリカと共に戦争ができるようになった自衛隊が、憲法の中で位置づけられてしまうと、堂々と戦争をすることになるでしょう！

今や、専守防衛の名の下に、敵基地攻撃も言われるように！ 憲法制定前後の「自衛戦争も認められない」とい

いうその立場でいいのです！ 武力では平和はつくれぬ！